

こ 成 保 第 9 6 号
令和 7 年 1 月 31 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について

「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）」については、本日、別紙 1 のとおり公布されたところであり、令和 7 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）の一部改正関係

I 就労時間に係る要件に関する特例の改正

子ども・子育て支援法施行規則附則第 2 条に規定している就労時間に係る要件に関する特例について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行の日から 10 年が経過する日（以下「施行後 10 年経過日」という。）の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの間については、施行後 10 年経過日において現に、1 か月当たり 48 時間未満の時間を条例において定めている市町村に限り、1 か月当たり 64 時間を超えない範囲内の時間を定めることができることとすること。

II その他

その他所要の改正を行うこと。

第 2 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61

号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び内閣府の所管す

るこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和 5 年内閣府令第 44 号）の一部改正関係

I 改正の趣旨

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）（参考）を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）附則第 3 条の規定（以下「連携施設経過措置」という。）について所要の措置を講ずるとともに、保育内容支援（家庭的保育事業等設備運営基準第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる事項をいう。以下同じ。）及び代替保育（同項第 2 号に掲げる事項をいう。以下同じ。）に係る連携協力に関する見直し等を行うものであること。

II 連携施設経過措置の延長

連携施設経過措置について、法の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間において適用するものとする。

III 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し

1 保育内容支援に係る連携協力について、次のとおりとすること。

イ 保育内容支援に係る連携協力について、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が、家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等設備運営基準第 6 条第 1 項の家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）による保育内容支援の提供に係る連携施設（同項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件の全てを満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができることとすること。

① 家庭的保育事業者等とロの連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② ロの連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

ロ イの場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこと。

2 代替保育に係る連携協力について、次のとおりとすること。

代替保育に係る連携協力について、市町村長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとすること。

IV その他

その他所要の改正を行うこと。

第 3 関係通知の一部改正関係

第1、第2等を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年9月5日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を別紙2のとおり、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を別紙3のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとする。

(参考)

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【こども家庭庁】

(1) 児童福祉法（昭22法164）

(i) ～ (iv) (略)

(v) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）

のうち、連携施設（同令6条1項）については、省令を改正し、令和6年度末までに以下の措置を講ずる。

- ・連携施設を確保しないことができる経過措置（同令附則3条）の期間については、令和12年3月31日まで延長する。
- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援（同令6条1項1号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。
- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育（同項2号）については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。

(vi) ～ (viii) (略)

○内閣府令第七号
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号及び第四十六条第三項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令
（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後		改 正 前	
（特定地域型保育事業者の確認の申請等） 第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 「一、十六 略」		（特定地域型保育事業者の確認の申請等） 第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 「一、十六 同上」	

十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設（同条第二項の場合にあつては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあつては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。）又は同条第八項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称 十八 〔略〕 附 則 （就労時間に係る要件に関する特例） 第二条 〔略〕 2 施行日から起算して十年を経過する日の翌日から同日以後五年を経過する日までの間は、第一条の五第一号の規定の適用については、同号中「定める時間」とあるのは、「定める時間（施行日から起算して十年を経過する日において、現に四十八時間未満の時間を定めている市町村にあつては、六十四時間を超えない範囲内で月を単位に当該市町村が定める時間）」とする。 備考 表中の「」の記載は注記である。		（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正） 第二条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改 正 後		改 正 前	
（保育所等との連携） 第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 二 〔略〕		（保育所等との連携） 第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 二 〔同上〕	

- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者として適切に確保すること。

二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第二十七条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第二項第二号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。

イ 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二 市町村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

「項を加える。」

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第二十七条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

二 「同上」

「同上」
- 二 「略」
- 6・7 「略」

附 則	
(連携施設に関する経過措置)	
第三条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
改 正 後	第三条 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。 次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 「一」三 略 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十二条(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十八条、第三十九条(第四項を除く。)、第四十条、第四十二条第一項から第十項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準 五 略 第三十七条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。))及び小規模保育事業B型(同令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。))にあつては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。))にあつては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。 二 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
	第一条 (趣旨) 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 「一」三 同上 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十二条(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十八条、第三十九条(第四項を除く。)、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準 五 同上 第三十七条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。))及び小規模保育事業B型(同令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。))にあつては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。))にあつては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。 二 同上 (特定教育・保育施設等との連携) 第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 [略]

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市町村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第五項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。

イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二 市町村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

二 [略]

6 11 [略]

二 [同上]

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

[項を加える。]

[項を加える。]

2 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

二 [同上]

4 9 [同上]

附則	(連携施設に関する経過措置) 第五条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
	(連携施設に関する経過措置) 第五条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第四条 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
2	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2	〔略〕	〔略〕	〔略〕

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の準用）
第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕
〔略〕
〔略〕

〔略〕
〔略〕
〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年 9 月 5 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 新旧対照表

改正後	改正前
2. 総則 (1) 外部評価について（第 5 条第 4 項<u>関係</u>） （略） (2) 連携施設について（第 6 条・第 45 条関係） ア 連携施設の確保について（第 6 条第 1 項） イ 連携施設の確保の例外について（第 6 条第 2 項から同条第 5 項まで・第 45 条） ① （略） ② <u>市町村が家庭的保育事業者等による保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、(i) 及び (ii) に掲げる要件を満たすと認めるときには、ア) ①に係る連携施設の確保を求めないことができることとする。</u> <u>(i) 当該家庭的保育事業者等が、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（以下この②において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって保育内容支援に関する連携協力を行う者（以下「保育内容支援連携協力者」という。）を適切に確保すること。</u> <u>(ii) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> ③ 市町村が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、(i) 及	2. 総則 (1) 外部評価について（第 5 条第 4 項） （略） (2) 連携施設について（第 6 条・第 45 条関係） ア 連携施設の確保について（第 6 条第 1 項） イ 連携施設の確保の例外について（第 6 条・第 45 条） ① （略） <u>（新設）</u> ② 市町村が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、(i) 及

び（ii）のいずれかの要件を満たすと認めるときには、ア）②に係る連携施設の確保を求めないことができることとする。 <u>（i）当該家庭的保育事業者等が、</u> ・ <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う事業所（以下この②において「事業実施場所」という。）以外の場所において代替保育が提供される場合には、小規模保育事業A型事業者等</u> ・ <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合には、事業の規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者</u> <u>であって、代替保育に関する連携協力を行う者（以下「代替保育連携協力者」という。）を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市町村が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>（ii）市町村長が家庭的保育事業者等に対し、代替保育連携協力者の確保に関する必要な助言、あっせんその他の家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>④・⑤ （略）</u> ウ） （略） （3）～（5） （略） 4．小規模保育事業について（第27条から第36条まで関係）	び（ii）の要件を満たすと認めるときには、 ・ <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う事業所（以下この②において「事業実施場所」という。）以外の場所において代替保育が提供される場合には、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下この②において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> ・ <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合には、事業の規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者</u> <u>を適切に確保することをもって、ア）②に係る連携施設の確保を求めないこととする。</u> <u>（i）家庭的保育事業者等と連携協力を行う者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること</u> <u>（ii）連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること</u> <u>③・④ （略）</u> ウ） （略） （3）～（5） （略） 4．小規模保育事業について（第27条から第36条まで関係）
--	---

(略) I 小規模保育事業A型について (1) 設備の基準について (2) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育士の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 ③ (略) (3) (略) II 小規模保育事業B型について (1) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育従事者の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 また、保育従事者のうち、半数以上を保育士とすること。 ③・④ (略)	(略) I 小規模保育事業A型について (1) 設備の基準について (2) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育士の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 ③ (略) (3) (略) II 小規模保育事業B型について (1) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育従事者の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 また、保育従事者のうち、半数以上を保育士とすること。 ③・④ (略)
---	---

(2) (略) Ⅲ (略) 6. 事業所内保育事業について (第 42 条から第 48 条まで関係) (略) I 保育所型事業所内保育事業について (1) (略) (2) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育士の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計した数以上とする。 ・乳児 おおむね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>15 人</u>につき 1 人 ・満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u>につき 1 人 を保育士で満たす必要があること。 保育士の算定に当たっては、現在の保育所同様に、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士と見なすことができる。 ③～⑥ (略) (3) 連携施設について <u>2 (2) イ) ④</u>に示すとおり、保育所型事業所内保育事業所については、保育所と同等の規模を有することから、第 45 条の規定のとおり、①保育内容の支援や②代替保育の実施については連携施設の確保を求めないこととするが、第 42 条に規定する地域枠の乳児又は幼児については、当該事業が満 3 歳未満の乳幼児を対象とした	(2) (略) Ⅲ (略) 6. 事業所内保育事業について (第 42 条から第 48 条まで関係) (略) I 保育所型事業所内保育事業について (1) (略) (2) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育士の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計した数以上とする。 ・乳児 おおむね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>20 人</u>につき 1 人 ・満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u>につき 1 人 を保育士で満たす必要があること。 保育士の算定に当たっては、現在の保育所同様に、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士と見なすことができる。 ③～⑥ (略) (3) 連携施設について <u>2 (2) イ) ③</u>に示すとおり、保育所型事業所内保育事業所については、保育所と同等の規模を有することから、第 45 条の規定のとおり、①保育内容の支援や②代替保育の実施については連携施設の確保を求めないこととするが、第 42 条に規定する地域枠の乳児又は幼児については、当該事業が満 3 歳未満の乳幼児を対象とした
---	---

事業であることから、③卒園後の受け皿については連携施設を確保する必要がある。 (4) (略) II 小規模型事業所内保育事業について (1) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育従事者の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 また、保育従事者のうち半数以上を保育士とすること。 ③・④ (略) (2) (略) 7. 経過措置について (1) (略) (2) 連携施設について（附則第3条） 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して <u>15年</u>を経過する日までの	事業であることから、③卒園後の受け皿については連携施設を確保する必要がある。 (4) (略) II 小規模型事業所内保育事業について (1) 職員について ① (略) ② 子どもを直接処遇する保育従事者の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 また、保育従事者のうち半数以上を保育士とすること。 ③・④ (略) (2) (略) 7. 経過措置について (1) (略) (2) 連携施設について（附則第3条） 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して <u>10年</u>を経過する日までの
---	---

間、連携施設の確保をしないことができる。 なお、連携施設の設定に当たっては、２．（２）のとおり、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。 （３）・（４） （略）	間、連携施設の確保をしないことができる。 なお、連携施設の設定に当たっては、２．（２）のとおり、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。 （３）・（４） （略）
--	--

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成 26 年 9 月 10 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 新旧対照表

改正後	改正前
6 経過措置（規則附則第 2 条等） （１）（略） （２）経過措置の内容及び留意事項 ア 法の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」（規則第 1 条の 5 第 1 号）について、1 か月当たりの労働時間数を 4 8 時間から 6 4 時間までの範囲に限定せず、市町村が定めることができることとしたこと。（規則附則第 2 条第 1 項） イ～エ （略） 7 優先利用 （１）（略） （２）優先利用に関する基本的考え方 ア・イ （略） ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。 ①～⑦ （略） ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※ 運営基準第 4 2 条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第 1 項各号に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第 5 条の規定により、必要な適切な支援を行うことができ	6 経過措置（規則附則第 2 条等） （１）（略） （２）経過措置の内容及び留意事項 ア 法の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」（規則第 1 条の 5 第 1 号）について、1 か月当たりの労働時間数を 4 8 時間から 6 4 時間までの範囲に限定せず、市町村が定めることができることとしたこと。（規則附則第 2 条） イ～エ （略） 7 優先利用 （１）（略） （２）優先利用に関する基本的考え方 ア・イ （略） ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。 ①～⑦ （略） ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※ 運営基準第 4 2 条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第 1 項各号に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第 5 条の規定により、必要な適切な支援を行うことができ

ると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。 この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。 ※ 運営基準第42条<u>第9項</u>の規定により、同条第1項第3号に規定する連携施設を不要とする場合は、市町村において、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を適切に講じること。 ⑨ (略)	ると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。 この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。 ※ 運営基準第42条<u>第4項</u>の規定により、同条第1項第3号に規定する連携施設を不要とする場合は、市町村において、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を適切に講じること。 ⑨ (略)
--	--